ふくしまの復興・創生に向けた 緊急要望



令和元年11月7日福島県知事内堀雅雄

東日本大震災から8年8か月、今もなお約4万人の県民が避難生活を続けるほか、被災者の生活再建や産業・生業の再生、避難地域の復興・再生、風評・風化対策など、今後も引き続き対応が必要な課題は山積しております。さらに、先般の台風第19号により当県全域が甚大な被害を受けたことにより、着実に進めてきた復興・創生の更なる推進が遅滞しかねません。県民が東日本大震災・原子力災害からの復興という光を見失うことのないよう、国においても以下の11項目を始め、当県の復興・創生に向け、引き続き全力で取り組んでいただくよう要望いたします。

1 令和2年度における復興の推進及び復興・創生期間後の復興のあり方

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

令和2年度は、復興・創生期間の最終年度であり、今後の復興・創生に向け、県民に安心と希望が見えるよう道筋を示す必要があることから、復興の進度が異なる県内市町村の 状況を適切に把握し、きめ細かに対応するとともに、十分な予算を確保すること。

また、当県の復興は、集中復興期間及び復興・創生期間の10年間では完了しないことから、復興・創生期間後においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、復興庁後継組織においても、専任大臣の設置や総合調整機能など十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、現行と同様の枠組による安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

特に、被災自治体の復興の後押しや、被災者の生活再建、保健・医療、介護・福祉サービスの整備、産業・生業の再生等に必要な制度や財源等について、当県の復興の進捗状況を十分に勘案し、その延長や柔軟な運用等、現状に即した対応をすること。

さらに、年内に定めるとされている復興・創生期間後の復興の基本方針については、当 県の復興・創生を成し遂げるため、当県及び市町村の抱える課題と、復興までの見通しを 丁寧に汲み取り、しっかりと反映すること。

(1)福島復興再生特別措置法の改正

移住の促進、交流人口の拡大等の新たな活力の呼び込みや営農再開の拡大に向けた農地の利用集積、六次化施設の整備促進等による避難解除区域等の復興・再生の加速化、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣のための制度整備等による構想の更なる推進、海外も含めた風評被害対策、さらには、これらを支える計画体系の見直しなど、当県の復興・再生の要である福島復興再生特別措置法を改正し、必要な措置を講じること。

(2) 復興関連税制の見直し

震災と原発事故により甚大な被害を受けた浜通り地域等の産業復興のため、福島イノベーション・コースト構想に係る取組を行う事業者を支援する税制措置を講じること。

また、いまだ根強く残る風評の払拭のため、風評対策に取り組む事業者を支援する 税制措置を講じること。

併せて、令和2年度末で終了する復興特区税制について、著しい被害を受けた沿岸等の地域において適用期限を延長するとともに、地方税に係る減収分については、現行の震災復興特別交付税による支援措置を継続すること。

(3) 震災復興特別交付税措置の継続

令和2年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等について、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(4) 避難解除区域の固定資産税特例措置の継続

被災者の帰還と生活再建を促進するため、固定資産税の住宅用地の特例措置等について、復興・創生期間終了後も継続すること。

2 避難地域12市町村の復興実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、 経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興・再生に当たっては、原子力災害における国の責務として、「福島12 市町村の将来像」に描かれた姿を確実に実現するため、地域医療・介護・福祉サービス提 供体制、子育て環境の整備、防災対策、商業施設の運営支援、教職員加配やスクールカウ ンセラーの配置の継続及び魅力的な教育環境の充実、道路整備、地域公共交通網の構築、 鳥獣被害対策、物流機能の回復、移住の促進や交流・関係人口の拡大等、市町村の意見を 踏まえ、復興・創生期間後も含め、中長期にわたりきめ細かな支援を行うこと。

また、福島再生加速化交付金や福島生活環境整備・帰還再生加速事業等、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるまで、中長期にわたり必要な財源の確保を講じること。

さらに、被災12市町村における商工業や農林水産業の事業・生業の迅速な再建に向け、令和2年度以降も国が主体的に取り組むとともに、十分な予算を確保すること。

3 帰還困難区域の復興・再生

【内閣府、復興庁、農林水産省、国土交通省、環境省】

帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、 計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

特定復興再生拠点区域の整備に当たっては、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に対応するとともに、インフラや生活環境の整備、生業の再生などに対する十分な予算を確保し、それぞれの地域の実情に応じた拠点区域の整備に取り組むことができるようにすること。

帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け 止め、市町村の取組を最大限に支援するとともに、特定復興再生拠点区域外の避難指示解 除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

4 避難者等の生活再建のための支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】 被災者が、今後の生活の見通しを立てることができるよう、災害救助法に基づく応急仮 設住宅(民間借上げ住宅等を含む)から新たな住まいへの円滑な移行支援などを始めとす る生活再建に向けた当県及び避難元市町村の取組について、制度面、財政面を含め総合的 に支援すること。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう、引き続き東京電力を指導すること。

加えて、令和2年3月31日まで実施されている、旧警戒区域等からの避難者に対する 高速道路無料措置を帰還できるまで延長するほか、原発事故による母子避難者等を対象と して令和2年3月31日まで実施されている高速道路無料措置についても、引き続き延長 措置を講じるとともに、国が直接実施すること。

5 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省】

風評払拭及び風化防止対策については、長期的かつ幅広い対策に粘り強く取り組む必要があることから、当県に対する正しい理解の醸成、共感と応援の輪の拡大のために行う情報発信の取組のほか、県産品の販路回復、国内外からの観光誘客の促進、教育旅行の回復に向けた取組等、県全域を対象として、国はもとより、県、市町村及び各種団体等の継続的な取組に対し必要な財源を十分に確保すること。

また、根強く残る風評を払拭するためには、県産農林水産物を選んでもらえるようなブランド力の向上や信頼される産地づくりが必要であることから、復興・創生期間後も引き続き生産から流通、消費に至る適時・適切な総合的な対策に取り組むとともに、「ふくしま」ならではのブランドの確立に向けた対策を強力に推進するために必要となる予算を確保すること。

さらに、諸外国への輸入規制解除に向けた更なる働き掛けや、県産品に関する正確な情報の発信、放射線に関する国民の理解の増進等、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

6 福島イノベーション・コースト構想の確実な実現

【内閣府、復興庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

国家プロジェクトである福島イノベーション・コースト構想を推進するための中核的な機関である(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構が、各プロジェクト事業や産業集積に関する取組を継続的かつ効果的に実施できるよう、体制の強化や安定的な財源の確保等での必要な支援を行うこと。

また、ロボット・ドローンを始めとして、エネルギー、農林水産分野等の取組の具体化、拠点施設と地域に求められる公共交通ネットワークの形成や来訪者の増大による交流人口の拡大に向けた実証及び構想の推進に不可欠なインフラの整備に必要な予算を継続的かつ十分に措置すること。特に、福島ロボットテストフィールドの安定的な運営のため、自立経営が可能となるまでの当分の間の運営費の支援や来年度夏に双葉町において開所予定の「東日本大震災・原子力災害伝承館」の整備・運営等に必要な予算を十分かつ継続的・安定的に確保するとともに、本構想の推進に不可欠な「地域復興実用化開発等促進事業」について、新規募集分も含め、十分な予算を確保すること。

さらに、構想の未来を担う初等中等教育における特色ある教育プログラムの推進や浜通り地域等に大学等の知を集積するための予算を拡充するとともに、現在、復興庁が有識者会議を設置して検討している「国際教育研究拠点」については、地元の声を聴きながら各省庁が連携して具体化を図ること。

加えて、現在策定中の「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の策定において、地域で産業集積のポテンシャルが高まっている医療関連、航空宇宙を重点分野に位置付けるとともに、浜通り地域等に意欲ある企業等のチャレンジを呼び込むため、産業振興に向けた創業・進出・成長支援、そのための規制緩和、税制の優遇措置等の措置を講じること。

7 新産業の創出及び産業再生

【復興庁・経済産業省・資源エネルギー庁】

当県が目指す「再生可能エネルギー先駆けの地」及び国・県・関係企業が連携して策定された「福島新エネ社会構想」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や産総研のシーズ支援プログラム事業などのふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素社会実現のためのモデル構築等の各分野について関係省庁が継続的に支援策を講じるとともに、浪江町における水素製造実証事業については、国家プロジェクトとして着実な事業の実施を図り、製造される水素の活用方針を示すこと。

加えて、産業再生に向け、ふくしま産業復興企業立地補助金、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の制度の継続など、被災事業者への支援について、確実な措置を講じること。

8 復興を支えるインフラ等の環境整備

【内閣官房・復興庁・農林水産省・国土交通省】

福島の復興を加速するため、小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や地域連携道路、さらには避難12市町村内の道路の整備など復興・創生期間以降においても復興事業が完了するまで必要な予算を確保するとともに、JR常磐線の全線復旧やJR只見線の早期復旧への支援、常磐自動車道の全線4車線化に向けて確実に取り組むほか、県内全域の産業復興を支える小名浜港について、令和2年度の東港供用に向け、予算を確実に確保すること。

また、震災以降、重ねて甚大な被害を受けている当県において、今後も同様の被害が発生しないよう、防災・減災、国土強靱化にかかる取組の強化を継続的に実施すること。

さらに、営農再開を図るための農業基盤等の整備や、海岸防災林の早期復旧、森林の再生及び路網整備など、復興事業が完了に至るまでの必要な予算を確保するとともに、技術系職員の確保について継続的に支援すること。

加えて、国営追悼・祈念施設(仮称)と一体的に整備する復興祈念公園については、全面的な財政支援を講じること。

9 法人事業税の電気供給業に係る収入金額課税及びゴルフ場利用税の堅持

【総務省・文部科学省・経済産業省】

電気供給業に係る収入金額課税については、受益に応じた負担を求める課税方式として、 長年にわたり定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献しており、制度の見直しが行われ た場合、大幅な税収減により財政へ多大な影響があることから、現行制度を堅持すること。

また、ゴルフ場利用税については、平成31年度の税制改正大綱において、「今後長期的に検討する」こととされたが、所在都道府県及び市町村における特有の行政需要に対応するだけでなく、厳しい財政状況が続く中、復興に向けた課題解決のためにも当県及び所在市町村にとって、なくてはならない貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

10 東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に伴う対応

【内閣官房、経済産業省、資源エネルギー庁】

東京電力福島第二原子力発電所については、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すとともに、国及び東京電力の責任において、使用済燃料の全量を確実に県外に搬出すること。

また、福島第二原子力発電所が廃炉に至った経過には、平成23年3月12日に原子力緊急事態宣言が発令され、これに伴い避難指示が出された等の特殊性があることから、地域の復興に支障が生じないよう、電源立地地域対策交付金に代わる財政措置を講じること。

さらに、地元企業の参画、雇用の創出など、地域の産業振興に資する廃炉の推進に、国 としても積極的に取り組むこと。

11 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興事業等への対応

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

台風第19号やその後の大雨に伴い、現在、国・県・市町村が取組を進めている東日本 大震災及び原子力災害からの復興事業の進捗に影響が出ることが懸念されることから、事 業完了に向け、実情を踏まえた特段の措置を行うなど、国が最後まで責任を持って対応す ること。